

堺市公報 第34号	平成30年 8月24日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について
【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 2
- 子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者に係る確認について
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… 3

<公告>

- 計量法に基づく特定計量器の定期検査の実施について
【市民人権局市民生活部消費生活センター】…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】…………… 4
- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農水産課】…………… 6
- 黒山西土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可について
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】…………… 12
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 12
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 13

<消防局公告>

- 指定催しの指定について
【消防局予防部予防査察課】…………… 13

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について

【上下水道局総務部給排水設備課】……………14

告 示

堺市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
イルカ薬局 堺店	堺市堺区向陵中町3-3-14	薬局	平成30年8月1日
きたのだ薬局	堺市東区南野田131-4	薬局	平成30年8月1日
タイヨウ訪問看護ステーション	堺市北区中百舌鳥町4-540-1 燦スマイル中百舌鳥内	訪問看護	平成30年8月1日

堺市告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
泉北陣内病院	堺市南区豊田40	病院・診療所	平成30年 9月 1日
ゆう薬局	堺市南区赤坂台 2-5-6	薬局	平成30年 9月 1日
耳原訪問看護ステーション	堺市西区鳳南町 5-595	訪問看護	平成30年 9月 1日

堺市告示第304号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定地域型保育事業者について、同法第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

小規模保育事業

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	確認年月日
すまいる保育園山之内	大阪市住吉区山之内 3-3-2マ・メゾン舟尾1階	株式会社ビテイー	平成30年 6月 29日

公 告

堺市公告第532号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市長 竹 山 修 身

定期検査を行う区域 堺市内全域

対象特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり

定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称 一般社団法人大阪府計量協会

実施年月日	実施場所	実施年月日	実施場所
平成30年10月 1 日	熊野小学校	平成30年10月19日	新湊小学校
平成30年10月 2 日	浜寺石津小学校	平成30年10月22日	旭中学校
平成30年10月 3 日	鳳小学校	平成30年10月23日	久世小学校
平成30年10月 4 日	美木多小学校	平成30年10月24日	若松台小学校
平成30年10月 5 日	北八下小学校	平成30年10月25日	東浅香山小学校
平成30年10月 9 日	百舌鳥小学校	平成30年10月26日	錦西小学校
平成30年10月10日	安井小学校	平成30年10月29日	登美丘西小学校
平成30年10月11日	三国丘中学校	平成30年10月30日	浅香山小学校
平成30年10月12日	美原中学校	平成30年10月31日	津久野小学校
平成30年10月15日	三原台中学校	平成30年11月 1 日	東陶器小学校
平成30年10月16日	日置荘小学校	平成30年11月 2 日	美原中学校
平成30年10月17日	八田荘小学校	平成30年11月 5 日	新湊小学校
平成30年10月18日	英彰小学校	平成30年11月 6 日	福泉南中学校

備考 定期検査実施時間は、午前10時30分から午後 3時30分までとする。

堺市公告第 5 3 3 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)トナリエ榎・美木多
堺市南区原山台二丁2番1他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤 貴俊
東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英	神戸市中央区港島中町四丁目1番1
未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,376平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
103台
- 7 駐輪場の収容台数
576台
- 8 荷さばき施設の面積
180平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
40.3立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー	7時00分	23時00分
未定		

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
6時30分から23時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
6時00分から21時00分まで
- 14 届出年月日
平成30年8月17日

~~~~~

堺市公告第534号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年8月9日

堺 市

1 利用権設定各案明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       |       | 利用権を設定する土地 |      |                     |                 |       | 利用権を設定する者(貸手)     |        |            |             |       |          | 設定する利用権 |  |  |  |  |  |
|-----------------|-------|-------|------------|------|---------------------|-----------------|-------|-------------------|--------|------------|-------------|-------|----------|---------|--|--|--|--|--|
| 住所              | 氏名    | 所在    | 地番         | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期         | 終期          | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |         |  |  |  |  |  |
| 堺市堺区陵通3番12号     | 荒島 照男 | 南区檜尾  | 755        | 田    | 95                  | 堺市堺区西浜町4丁2番22号  | 川端 晴美 | 使用貸借による権利         | 知として利用 | 平成30年9月1日  | 平成30年12月31日 | -     | -        |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 美原区小寺 | 322        | 田    | 922                 |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 中区陶器北 | 1310-1     | 田    | 180                 |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
| 堺市北区長草塚町608     | 池上 茜  | 中区陶器北 | 1310-3     | 田    | 172                 | 堺市中央区八下町2丁101番地 | 岩崎 弘  | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 知として利用 | 平成30年9月1日  | 平成33年6月31日  | -     | -        |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 中区陶器北 | 1310-4     | 田    | 51                  |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 中区陶器北 | 1310-4     | 田    | 51                  |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
| 堺市中央区陶器北1286番地  | 岸本 節夫 | 北区金岡町 | 2753       | 田    | 571                 | 堺市中央区陶器北1288番地2 | 岩崎 真二 | 使用貸借による権利         | 知として利用 | 平成30年10月1日 | 平成33年9月30日  | -     | -        |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 北区金岡町 | 2754-1     | 田    | 573                 |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 北区金岡町 | 2754-1     | 田    | 573                 |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
| 堺市北区金岡町2728番地3  | 芝野 裕晃 | 7 筆   | 7 筆        |      | 2,564               | 堺市北区新堀町2丁33番地   | 中森 克英 | 使用貸借による権利         | 知として利用 | 平成30年9月1日  | 平成33年6月31日  | -     | -        |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 4名    |            |      |                     |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |
|                 |       | 6名    |            |      |                     |                 |       |                   |        |            |             |       |          |         |  |  |  |  |  |



## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項 (利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物(以下、「目的物」という。)を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

## (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第535号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

- 1 土地区画整理事業の名称  
南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業
- 2 組合の名称  
堺市黒山西土地区画整理組合
- 3 事務所の所在地  
堺市美原区黒山464番1
- 4 事業施行期間  
平成29年1月17日から平成33年3月31日まで
- 5 施行地区  
堺市美原区黒山の一部
- 6 設立認可の年月日  
平成29年1月17日
- 7 変更認可の年月日  
平成30年8月9日

~~~~~

堺市公告第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
北区百舌鳥梅北町二丁57番1及び57番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町三丁168番地
北側 五九男

堺市公告第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
中区平井770番1の一部、770番2の一部、771番1から771番3まで、772番1の一部、772番2の一部、776番1の一部、820番1、821番1及び824番1、八田南之町132番1の一部、132番2の一部及び132番3、八田北町229番の一部、237番の一部及び238番並びに地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田昇

消防局公告

堺市消防局公告第2号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称	百舌鳥八幡宮秋祭ふとん太鼓奉納行事
開催場所	堺市北区百舌鳥赤畑町五丁 百舌鳥八幡宮内
開催期間	平成30年9月22日（土）～平成30年9月23日（日）

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第108号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

堺市上下水道事業管理者 出未明彦

記

指定番号	第132号
廃止年月日	平成30年8月8日
事業者の名称	泉本 愛子
事業者の住所	堺市西区鳳西町1丁76番地16
事業所の名称	ナニワ設備工業所
事業所の所在地	堺市西区鳳西町1丁76番地16